

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表
学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名 (姓、名)	ロ セイヨウ LU Jingyang		授与番号 甲 1618 号
学位の種類	博士 (文学)	授与年月日	2022 年 9 月 25 日
学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項該当者 [学位規則第 4 条第 1 項]		
博士論文の題名	中国の「素質教育」における「個性」概念の検討 —「因材施教」と『窓ぎわのトットちゃん』—		
審査委員	(主査) 鷓野 祐介 (立命館大学文学部教授)		西村 拓生 (立命館大学文学部教授)
	南部 広孝 (京都大学大学院教育学研究科教授)		
論文内容の要旨	<p>【論文の構成】 本論文は、序論と結論、および本論全三部 13 章（第一部 4 章、第二部 5 章、第三部 4 章）で構成される。本論の概要は以下の通りである。</p> <p>【論文内容の要旨】 本論文は、1978 年の改革開放以降の中国における基礎教育の根幹を成す教育理念として、特に 21 世紀初頭以降強く打ち出されている「素質教育」の中で、「個性」の尊重とその育成を目指す「個性教育」がどのように位置づけられており、また今後どのように展開されていくべきなのかについて、教育思想史、教育政策論、児童文学論という三つの角度から複眼的・多元的に究明することを試みた教育人間学的考察である。</p> <p>本論は三部構成を取る。第一部「改革開放以前中国における「個性」と「個性教育」では、春秋・戦国時代から 1970 年代までの中国の教育思想における「個性」概念と「個性教育」の観念の歴史の変遷に関する検証を行う。</p> <p>第二部では、改革開放以降の中国教育政策における「素質教育」の提唱とその発展の中で「個性」や「個性教育」が占める位置について検討する。主として国家機関が発表した文書やこれを受けての教育学者の解説・評論を分析し、「素質教育」における「全面発達」、「個性」および「個性教育」の関連性を究明することを通して、現代中国の教育の実情に相応しい「個性」の概念および「個性教育」の有り様を探る。</p> <p>第三部では、子どもの「個性」の尊重を主題とした日本児童文学作品『窓ぎわのトットちゃん』の中国における受容の様相に関する分析を行う。</p> <p>最後に、第三部で確認された、国民の願いとしての、子ども一人ひとりの多様な「個性」を尊重し、その自由で健全な発達を支援し育成していこうとする「個性教育」が、第二部で確認された、国家の指導者や教育家の考える、国家および社会全体の発展や社会主義現代化の完成に寄与する人材の育成を目指す「素質教育」と、齟齬をきたすことなく果たして両立し得るものなのか、という根本的な問いに対する応答を試みて本論文を締めくくる。</p>		

【論文の特徴】

本論文の特徴は、現代日本の児童文学作品『窓ぎわのトットちゃん』と古代中国の孔子の教え「因材施教」という、一見無関連に思える2つの言葉をキーワードにして中国における「個性教育」の過去・現在・未来を通覧し展望するという着想の大胆さと、教育思想史、教育政策論、児童文学論という3つの異なる角度から複眼的・多角的に究明することによって、現代中国における最重要の教育理念と目される「素質教育」に占める「個性」概念の位置づけを検討するという実証的な分析作業の精緻さにある。

従来の研究の大多数は、教育政策論としての「素質教育」の分析とそこにおける「個性」概念の検討に限定されていたが、本論文は古代以来の中国教育思想史の変遷を辿ることで「個性」概念の歴史性を解明しようとした。また従来の研究には見られない、外国児童文学作品の受容が国家的な教育政策と結び付いて展開されたことに言及している点も本論文の大きな特徴と言える。

【論文の評価】

教育において「個性」をどのように考えるのかという問いは非常に重要で、すでにさまざまな社会や教育の取り組みを対象にして研究が行われているが、本論文はこの問いに対して、一見「個性」の尊重とは対極に位置すると思われる社会主義体制をとる中国での教育を対象にして取り組んでいる点で、非常に野心的な研究と評価される。また、紀元前の春秋時代から現代まで、「個性」を鍵概念として歴代の重要な思想家の考えを通覧した上で中国独自の特徴を描き出し、また特に中華人民共和国成立以降の教育政策や教育思想を「因材施教」や「全面発達」も手がかりに加えて検討した点や、外国児童文学作品の受容が国家的な教育政策と結び付いて展開されたことを明らかにした点、さらには、「個性」および「個性教育」に関する国家的指導者や教育家の思惑と一般国民の思惑との相違やズレを指摘した点も本論文の独創的な知見として高く評価される。

一方、公開審査において審査委員より、本論文において検討されている古代からの教育思想の解釈について、その妥当性に疑義が呈された点がいくつかあった。それに対して申請者は、いずれもそれが申請者の恣意的な理解ではなく、後代の思想家や研究者の解釈に根拠をもつものであることを明確に示して説得的に応答することができた。ただし、そのような疑義を招いた一因は、一次資料、二次資料、そして論文の著者自らの考えの書き分け方がややあいまいであった点にあり、その点が申請者の今後の課題として指摘された。

また、「因材施教」について、同じ概念が、文革後には特別な才能があると認められた子どもを選んで才能教育を進める根拠としても、またすべての子どもにそれぞれにあった教育を与えるべきだとする根拠にも用いられたが、本論文ではそうした点についての言及が十分になされていないことも公開審査において審査委員より指摘された。これに対して申請者は、指摘された問題について明示的に論じることはなかったが、「因材施教」についてそうした論点があることは承知しており、むしろ本論文の試みが、この語のもつ意味の広がりを整理した上で、それぞれの歴史的な脈においてその意味範囲を確定して理解することに資するものである、と回答し、申請者の問題把握そのものは適正であることを十分に示すことができた。

以上のような問題点は指摘されたものの、質疑応答を通じて、それらはいずれも本論文全体の学術的価値を損うものではないことが確認された。

以上、公開審査とそれを踏まえた審査委員会判定会議の議論により、審査委員会は本論文が本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致した。

試験または学力確認の結果の要旨

本論文の公開審査は2022年6月18日(土)13時30分から16時30分まで、衣笠キャンパス末川記念会館第二会議室で対面ならびにオンライン zoom の併用方式で行われた。

審査委員会は、公開審査において本論文の主要分野である【中国教育思想史】、【現代中国教育政策論】、【児童文学論】について、申請者の【歴史的事項に関わる知識】、【主要な研究者とその学術的意義】について試問し、それぞれについて十分な回答を得ることができた。また、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在籍期間中における学会発表等の様々な研究活動(国際比較文学学会第22回大会(2019年7月、於マカオ大学)における研究発表、東アジア教育研究所『東アジア教育研究』第13号への研究ノート掲載他)の学問的意義についても質疑応答を実施した。それらを通じて申請者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士(文学 立命館大学)の学位を授与することが適当であると判断する。